

第12号議案

中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中間市後期高齢者医療に関する条例（平成20年中間市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

中間市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更</u>に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する<u>特定住所変更</u>に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p>

を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保
険者